

第30回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年11月26日(火)
- 2 開催時間 午後1時27分開会 午後2時09分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 25番 飯田 祐一
- 6 議事録署名委員
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第4号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰
 - 農地課長 高間 裕一
 - 農地係長 佐々木 正人
 - 農地係主任 清水 裕貴
 - 農地課主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第30回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	議事に先立ち、帯広市農政課から地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画について農業委員にお知らせしたい旨の申し出がありましたので、説明いただきます。
	それでは、お願いします。
農政課 職員	(「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の概要等」について説明)
議長	以上、地域計画について説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問等はありませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	なお、農政課の皆さまにおかれましては、ここでご退席となります。
	【農政課職員 退席】
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号25番 飯田会長職務代理者につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が4件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、11番 山口委員、12番 室崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第4号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。
	10月分の調査結果について、山崎調査委員長より報告をお願いします。

山崎調査委員長

10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番31から35の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてですが、第11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

太平町 1, 120ヘクタール、美栄町 1, 411ヘクタール、合わせて 2, 531ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、松金調査委員長より報告をお願いします。

松金調査委員長

11日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明 附番36から40の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてですが、第12回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

東帯広の帯広中央 7ヘクタール、稲田町 133ヘクタール、合わせて 140ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番6の1件の合意解約について朗読・説明)

以上附番6の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第 2 号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農地法第 3 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第 2 号、附番 3 0 及び 3 2 の売買による所有権移転 2 件、附番 3 1 及び 3 3 の贈与による所有権移転 2 件、について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番 3 0 から 3 3 の 4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番 3 0 について、辻委員よりお願いいたします。
辻 委 員	附番 3 0 について意見を申し上げます。受人は地域で営農を行っている認定農業者です。これまでも申請農地を賃借し耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に、附番 3 2 について、濱野委員よりお願いいたします。
濱 野 委 員	受人は地域で営農を行っている認定農業者で、申請農地は昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第 3 号、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番 3 2 から 3 8 の 7 件について、調査書に基づき朗読・説明)

事務局(清水主任)		(同、2. 公益財団法人北海道農業公社分 (1)所有権移転(買入) 附番4の1件、 (2)所有権移転(売渡) 附番6から7の2件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと 考えます。
議 長		それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについて ご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、 次の農用地買入協議要請について決定を求めます。 (議案第4号、附番5の1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから 帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入 協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をする ことに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございません でしょうか。
(委 員)		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。